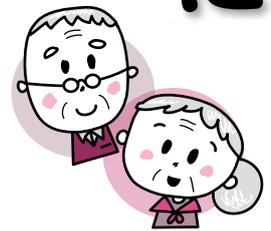


# 安定した運営のために

75歳以上の人(一定の障がいがあると認定された65歳以上の人)が加入する長寿(後期高齢者)医療制度の、保険料納付や保険証の更新についてお知らせします。



## 保険料の納付方法

平成21年度の保険料決定通知は、7月15日以降に発送します。納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより、年金からの引き落とし(特別徴収)と、納付書または口座振替による納付(普通徴収)に分かれます(下表参照)。

平成20年度中に保険料の減額・変更により年金からの特別徴収が停止された人や普通徴収に変更になった人は、7月から9月までは納付書での納付となります。通知が届いたら必ず確認してください。**口座振替による納付も可能です**。年金から特別徴収により納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月31日(金)までに市役所と金融機関で手続きしてください。10月から年金からの特別徴収が停止され、口座振替による納付に変更となります。ただし、これまでの納付状況などから

変更が認められない場合があります。

## 納付が困難なときは相談を

長寿医療保険料は、高齢者の医療を支えるため、所得に応じた公平な負担になっています。突然の収入の減少や病気などによって納付が困難になったときは納付方法について必ず相談してください。

## 保険証を一斉更新します

8月1日に保険証が更新されます。新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。現在使っている保険証は、有効期限が過ぎから市内の主な公共施設内の保険証回収箱に返却してください。

## 窓口負担割合を見直します

医療機関の窓口では、掛かった医療費の1割を負担することになっていますが、一定以上の所得がある人は3割負担になります。この負担割合は、前年中の所得により毎年8月1日を基準に見直し

ています。

## 3割負担になる場合

住民税の課税所得が145万円以上の場合、医療機関窓口での医療費負担が3割となります。ただし、次の①または②に該当する場合は、申請により1割負担になります。

対象と見込まれる人には申請書を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

- ①住民税課税所得145万円以上で、同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯で、被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人
- ②住民税課税所得145万円以上、年収383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70歳から74歳の人を含めた収入額の合計が520万円に満たない人

※くわしくは**保険年金課(☎20-1547)へ**。

## 長寿医療保険料の納付方法

対象	平成21年度の納付方法	通知時期
平成21年2月支給時の年金から引かれて納付していた人	年金からの引き落としによる納付	7月下旬に特別徴収開始通知書を送付
平成20年9月までに年齢到達や転入などにより、新たに資格を取得し、年金から引かれる要件に該当した人		
年度の途中で、保険料の減額や変更により、年金からの引き落としが停止された人、または納付書による窓口納付に変更になった人	7月から9月までは、納付書による窓口納付または口座振替による納付。10月からは、年金からの引き落としによる納付	7月中旬に納付書を送付
平成21年5月までに、年齢到達などにより新たに資格を取得し、年金から引かれる要件に該当する人		
納付書により窓口で納付または口座振替により納付していた人(年金から引かれる要件に該当しない人)	窓口または口座振替による納付	7月中旬に納付書を送付
平成21年6月以降に年齢到達などにより、新たに資格を取得した人		資格取得日の翌月以降、納付書を送付

### 年金から引かれる要件

- 年金受給額が、年間18万円以上の人
- 介護保険料と長寿(後期高齢者)医療保険料の合計が年金額の2分の1を超えない場合